

逗子市NET119緊急通報システム利用規約

逗子市が提供するNET119緊急通報システム（以下「NET119」といいます。）を利用される前に、この利用規約を必ずお読みいただき、すべての内容に同意された場合に限り、利用登録をお申込みください。

1 サービス内容

- (1) NET119は、聴覚や言語の障がい等により音声通話が困難である方が携帯電話やスマートフォンのWEB（インターネット）機能を通して、簡単な画面操作で119番通報を行うことができる無料の行政サービスです。
- (2) 利用対象者は逗子市内に在住、在勤又は在学の方で、聴覚や言語の障がい等により音声通話が困難である方に限ります。
- (3) NET119は日本国内において、日本語にのみ対応しています。

2 NET119を利用される方の情報

- (1) NET119を利用される方の情報については、あらかじめ登録される方（以下「登録者」といいます。）の情報（氏名、生年月日、性別、住所、メールアドレス）、緊急連絡先の情報（氏名、続柄、電話番号、FAX番号又はメールアドレス）及びよく行く場所を登録者情報（以下「登録者情報」といいます。）として申請していただきます。
また、通報内容（通報画面（チャット画面等）に入力される情報及び通報した位置の情報等）は、NET119の運用保守及び消防救急業務の記録保全を目的として、コンピュータシステムの運用保守を行う事業者（以下「システム事業者」といいます。）にアクセスされます。
- (2) 登録者情報は、NET119に関連する事務を担う関係機関（逗子市、行政機関等）のほか、登録者の消防救急活動に必要と認められる範囲で、その他の関係機関（医療機関、警察等）に通知されます。
- (3) 利用の廃止に伴う登録抹消の後においても、通報記録に残される登録者情報並びに通報内容及び通信履歴は、NET119の運用保守及び消防救急業務の記録保全を目的として相当の期間が経過するまで保存します。
- (4) 個人情報の開示・訂正・削除等のお問い合わせは、逗子市までご連絡ください。
なお、利用の廃止手続の際に登録者ご自身の個人情報の削除を別途請求した場合であっても、請求から削除までに約1か月程度時間を要します。

3 使用する携帯電話やスマートフォン等

- (1) 登録者がNET119を利用するためには、インターネット接続機能、電子メール機能及びGPS機能（位置情報を取得する機能）を使うことができる携帯電話やスマートフォン（以下「通報端末」という。）を用意する必要があります。
なお、これらの機能にかかる料金（パケット通信料等）は登録者が負担してください。
- (2) 第三者が正規の利用者になりすまして、いたずら通報が行われ、正規の利用者がトラブルに巻き込まれることを回避するため、NET119では厳格なセキュリティ対策を行っています。これに伴い、スマートフォンはOSのバージョンがAndroid（5.0以降）、iOS（9.0以降

-) であること及び携帯電話はSHA-2 証明書、cookieに対応していることが必要です。
- (3) 迷惑メール対策等のため通報端末に受信拒否（ドメイン指定等）が設定されている場合は逗子市からのメールを受信できませんので必ず「**city.zushi.lg.jp**」「**net119.speccan.jp**」ドメインを受信できるように設定してください。
(操作方法は、携帯電話キャリアにより異なりますので、不明な場合は、各携帯電話キャリアへ確認してください。)
 - (4) G P S機能が無効に設定されている通信端末では、通報を行うことができませんので、G P S機能の設定を有効にしてください。
 - (5) N E T 1 1 9の練習通報の機能を使って、通報端末がN E T 1 1 9の利用条件を満たしていること及び操作の方法を定期的に確認してください。

4 利用登録に関する注意事項

- (1) 複数のスマートフォンなどをご利用の場合は、1台ごとに登録が必要になります。
- (2) 登録後に通報端末の機種変更又は登録者情報の変更が生じた場合は、通報時に適切な対応を受けられませんので、速やかに変更の届出をしてください。
なお、機種変更に伴う変更の届出の後には、変更前の通報端末でN E T 1 1 9を利用することができません。
- (3) 登録者別に発行される通報URLは、個人を認証する情報に当たりますので、他人には知らせないでください。

5 通報に関する注意事項

- (1) 通報を行う際には、初めに「火事」、「救急」の別を選択し、続けて現在位置を「自宅」、「外出先」又は「よく行く場所」から選択してください。
- (2) 現在位置として「自宅」又は「よく行く場所」を選択した場合は、事前に登録した住所が消防本部へ送られ、「外出先」を選択した場合は、G P S測位による現在地情報が消防本部に送られます。
なお、G P S測位結果が誤っている場合には、送信前に地図を操作して正しい現在位置に修正してください。
- (3) 現在位置の入力が完了すると、通報が消防本部に接続され、消防本部との間でチャットが開始されますので、詳しい状況を入力してください。
- (4) チャットが途中で切断された場合には、消防本部から登録されたメールアドレス宛てに呼び返しを行いますので、ブラウザを閉じずに待つか、メールが受信できる状態にしてください。
- (5) 音声通話による119番通報が可能な方が近くにいる場合は、N E T 1 1 9を利用せず音声による119番通報を依頼してください。
- (6) N E T 1 1 9は、コンピュータシステムを使用して提供されますので、コンピュータシステムの保守点検、不具合等のやむを得ない事由によりコンピュータシステムを停止する場合には、N E T 1 1 9を利用できません。
- (7) N E T 1 1 9を利用するためには、無線の通信網を使うことが必要ですので、トンネル・地下・建物の中のように電波が届きにくいところや通信網のエリア外など、N E T 1 1 9を利用できない場所があります。

- (8) 何らかの理由によりNET119による通報をすることができない場合には、NET119以外の手段によって119番通報をしてください。
- (9) NET119による通報の後、チャット画面を使って消防本部から通報内容の確認等の連絡をすることがありますので、隊員が到着するまで通報端末の電源を切らないでください。
- (10) 外出先から通報する場合は、通報した位置が特定されないと適切な対応を受けることができませんので、通報端末のGPS等によるGPS機能から正しい位置情報が送信されない場合には、通報した位置を修正する操作をしてください。

6 逗子市外での通報

- (1) 通報地点の管轄消防を検索する機能（暗号通信による通報に通報地点が含まれている場合に利用できます。）によって、逗子市以外の消防本部（以下「他消防本部」といいます。）が検索され、逗子市のNET119と相互接続される緊急通報サービス（以下「相互接続サービス」といいます。）が他消防本部において稼働しているときは、他消防本部が通報を受信します。（このとき以外は、逗子市が通報を受信します。）
- (2) 他消防本部が通報を受信する場合には、他消防本部及び相互接続サービスのシステム事業者に登録者情報及び通報内容が提供され、登録者の消防救急活動に必要と認められる範囲で他消防本部に通知されます。

7 遵守事項

NET119の利用に当たっては、次の行為を行わないでください。

なお、いずれかに該当する行為を登録者がした場合には、登録者の承諾なしに、利用の制限若しくは停止又は利用登録の取消しの措置を講じる場合があります。

- (1) いたずらや妨害等のNET119の目的に反する方法でNET119を利用する行為
- (2) 他人の財産又は人格的利益を侵害する情報（偽りその他不正の手段により取得された個人情報を含みます。）を入力する行為
- (3) NET119のサーバー等に過大な負荷を与えること、NET119の全部又は一部の複製、加工又は転記等を行うこと及びNET119を利用した商行為その他システム事業者の権利を侵害する行為
- (4) 公序良俗に違反する行為、他人に不利益を与える行為、犯罪に結びつく行為又は法令違反のある行為（その恐れのある行為を含みます。）
- (5) その他、逗子市又はシステム事業者が不適切と判断する行為

8 利用上の留意事項

- (1) NET119に関するお問い合わせは、逗子市消防署又は逗子市福祉部障がい福祉課にご連絡ください。

ただし、通報端末本体の操作及びNET119以外のソフトウェアの使用方法是、ご案内することができません。

- (2) NET119に関する著作権その他の知的財産権は、システム事業者及びシステム事業者の利用許諾する第三者に帰属します。
- (3) NET119の利用に当たっては、地図データの供給者が定める利用許諾条件（NET119の画面に提示する規約。）に従ってください。

- (4) NET119は、次の事項を保証していません。
- ア NET119に搭載される地図等のデータが完全に正確であること及び実際の内容と合致すること
 - イ NET119が逗子市の定めた仕様を満たさない機器で正常に作動すること
 - ウ NET119が逗子市の定めた仕様を超えた事項を提供すること
- (5) NET119は、次の場合にサービスを停止する場合があります。
- ア NET119の保守のための計画的停止
 - イ 次に定める事項によりNET119の運用がやむを得ず困難となった場合の非常停止
 - (ア) 脆弱性等の問題解決のため、緊急にソフトウェアを更新する場合
 - (イ) DDOS攻撃等の第三者による加害行為
 - (ウ) 通信回線の役務を提供する電気通信事業者による当該回線に係る電気通信業務の緊急停止
 - (エ) 天変地異（戦争・テロ行為・騒乱・暴動・致死的な伝染病の流行を含みます。）等の非常事態
 - (オ) その他保守上の緊急事態
- (6) 登録者の生命・身体に関する損害については、NET119による場合でもシステム事業者は責を負いません。

9 利用条件の変更

- (1) NET119は、逗子市の判断でサービスを変更する場合又は終了する場合があります。
- (2) この規約の内容は、逗子市の判断で変更する場合があります。
- なお、変更した場合には、登録者に通知したときから、変更後の内容がご利用条件になります。

問い合わせ先

逗子市消防本部

電話 046-871-4325

FAX 046-872-4330

Mail honsho@city.zushi.lg.jp

逗子市福祉部障がい福祉課

電話 046-873-1111

FAX 046-873-4520

Mail syohuku@city.zushi.lg.jp